

福祉資金 福祉費② 技能習得費

▶ 技能習得に必要な経費 及び その期間中の生計を維持するために必要な経費

1. 貸付条件

技能習得期間	貸付限度額 (※1、※2)	償還期間	据置期間
6ヶ月程度	1,300,000円	8年以内	6ヶ月以内 (当該学校を卒業 若しくは退学した翌月から起算、 ただし自動車学校等は、送金月の 翌月から起算)
1年程度	2,200,000円	10年以内	
2年程度	4,000,000円	12年以内	
3年以内	5,800,000円	15年以内	

○借受人：技能を習得する者

○連帯借受人：技能を習得する者の属する世帯の生計中心者(世帯主)

○連帯保証人：原則1名

○貸付利子：無利子(生計中心者が連帯借受人とならない場合、連帯保証人がいない場合は年1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の住民票	3ヶ月以内に発行されたもの(※3)
	世帯で収入のある者全員の所得証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※4)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	在学証明等、知識・技能を習得する施設(学校)の入所又は入所見込証明書	
	技能習得期間が記載されたもの	入学案内・学校案内等
	技能習得にかかる見積書	見積年月日の記載されたもの
	連帯保証人の所得証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの(※4)

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

※1 貸付金は、千円単位で申込む。必要月額×必要月数を計算して申込む。

※2 支度に要する費用は、貸付限度額の範囲内において500,000円まで。

※3 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※4 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。